

消費生活センターニュース

令和4年度

第4号

高齢者が狙われやすい点検商法の消費者トラブル

点検に来たと言って来訪し、「このままでは大変なことになる」「今すぐに工事をしないと危険だ」などと言って、早急に商品やサービスの契約をさせる手口に「点検商法」があります。

点検商法の事例と注意点を掲載しました。今後のトラブル防止にお役立てください。



点検商法の事例

- 「近くを回っています。無料で点検します」と言って作業員が訪ねてきた。せっかくだからドローンを飛ばして屋根の状態を見ましょうと言われてお願いした。「早く工事をしないと雨漏りする」と工事契約を急かされた。子供と相談してからと断ると「ドローンを飛ばした費用を払え」と言われて怖かった。
- 「外壁塗装が傷んでいる。今すぐ工事すれば安くする」と飛び込み訪問を受けた。古い家なので塗装をした方が良いと思い契約した。近所の人に話すと、他でも見積もりを取った方が良いのではと言われ、翌日解約の電話をすると「キャンセル料を請求する」と言われた。払わねばならないのか。



消費者庁イラスト集より



消費生活センターからの助言



- ・「無料で点検」と訪問し「今すぐ対応しないと大変なことになる」などと不安をあおって契約を結ばせようとしても、必要なければきっぱり断ることが大切です。
- ・契約を急かされても、点検の結果をうのみにせず、複数の業者から見積りを取るなどして、その場では契約をしないようにしましょう。
- ・「値引きする」などと言われても契約をせず、家族や周囲の人々に相談しましょう。
- ・訪問販売は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。無条件で契約解除するには、事業者への書面での申し入れが確実です。手続きについてご不明な点がありましたら、消費生活センターへお問い合わせください。

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

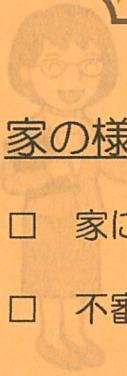
相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！

裏面もご覧ください。

高齢者の消費者トラブルを防ぐための 見守りチェックリスト



家の様子について

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 不審な電話のやりとりがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか



本人の様子について

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っている様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか



日ごろと違う様子を感じたり、不安に思った際はご相談ください。
相談内容によっては、ご本人からもお話を伺わせていただきます。

消費者庁イラスト集より

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 ヘ

相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！